

兵庫県公報

平成26年3月31日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 身体障害者福祉規則の一部を改正する規則（障害福祉課）	1
○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（同）	2
○ 兵庫県立こどもの館管理規則の一部を改正する規則（少子対策課）	10
○ 食品衛生に関する基準及び営業の手続等を定める規則の一部を改正する規則（生活衛生課）	12

公布された法令のあらまし

●身体障害者福祉規則の一部を改正する規則（規則第12号）

身体障害者手帳の交付における心臓機能障害に係る障害の級別の認定について、心臓ペースメーカ等の適応度及び身体活動能力を示す値（以下「ペースメーカ等の適応度等」という。）に応じて当該認定を行うこととすることに伴い、当該交付の申請に係る添付書類の様式にペースメーカ等の適応度等に係る項目を追加することとした。

●精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（規則第13号）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正により、精神障害者の保護者の制度が廃止されること、保護者等の同意が要件とされていた医療保護入院における移送及び入院について家族等の同意が要件とされることとなること、精神科病院の管理者が新たに医療保護入院者の退院の促進に関する措置を講ずることとされること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県立こどもの館管理規則の一部を改正する規則（規則第14号）

兵庫県立こどもの館^{（あひだ）}の設置及び管理に関する条例の一部改正により、兵庫県立こどもの館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、所要の整備を行うこととした。

●食品衛生に関する基準及び営業の手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第15号）

船舶料理士に関する省令の一部改正により、同令の名称が船内における食料の支給を行う者に関する省令に改められたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

身体障害者福祉規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第12号

身体障害者福祉規則の一部を改正する規則

身体障害者福祉規則（昭和39年兵庫県規則第30号）の一部を次のように改正する。

様式第3号心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）（該当するものを○で囲むこと。）の部中

「5 弁移植等の状況

人工ペースメーカー (有・無)

人工弁移植又は弁置換 (有・無)」

を

「5 弁移植等の状況

人工弁移植 (有・無)

弁置換 (有・無)

6 ペースメーカ等の状況等

- (1) ペースメーカー等の有無
 ペースメーカー (有・無)
 植込み型除細動器 (有・無)
- (2) ペースメーカー等の適応度 (クラスⅠ・クラスⅡ・クラスⅢ)
- (3) 身体活動能力(運動強度) (メッツ) 」

に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。



精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第13号

精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則(昭和40年兵庫県規則第98号)の一部を次のように改正する。

本則及び様式(様式第21号を除く。)中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第2条中「第33条の4第1項」を「第33条の7第1項」に、「第33条の4第6項」を「第33条の7第6項」に改める。

第3条第2項中「第33条の4第1項」を「第33条の7第1項」に改める。

第4条中「第23条第2項」を「第22条第2項」に改める。

第6条中「保護者」を「家族等(法第33条第2項に規定する家族等をいう。第7条第1項において同じ。)」に改める。

第7条第1項中「保護者」を「家族等」に改める。

第18条第1項中「同条第1項」の右に「又は第3項」を加え、「(保護者の同意によるもの)」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「(同条第1項に規定する場合に係るものに限る。)」を削り、「第13条の3第1項」を「第13条の3」に改め、「(保護者の同意によるもの)」を削り、「様式第14号の2」を「様式第14号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項中「第33条の4第5項」を「第33条の7第5項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第33条の4第5項」を「第33条の7第5項」に改め、同項を同条第4項とする。

様式第1号中「第23条第1項」を「第22条第1項」に改める。

様式第1号の2中

「

保 護 者	住 所			
	氏 名		続 柄	
入 院 年 月 日				

」

を

「

入 院 年 月 日	
-----------	--

」

に改める。

様式第2号(表)の部中「第23条」を「第22条」に、「第24条」を「第23条」に、「第25条」を「第24条」に、「第25条の2」を「第25条」に改め、同様式(裏)の部1中「神経科受診歴等」を「神経科(平成20年3月31日以前に広告した神経科をいう。)の受診歴等」に改める。

様式第3号の2中

「

保 護 者	住 所				
	氏 名				
病名及び措置年月日		病名		措 置 年 月 日	年 月 日

」

を

「

病名及び措置年月日		病名		措 置 年 月 日	年 月 日
-----------	--	----	--	-----------------------	-------------

」

に改める。

様式第4号中

「

入 院 措 置 解 除 者	氏 名		性 別	男・女
	住 所			
保 護 者	氏 名		続 柄	
	住 所			

」

を

「

入 院 措 置 解 除 者	氏 名		性 別	男・女
	住 所			

」

に改める。

様式第5号(表)の部中

「

	氏 名		男 ・ 女	続 柄	生年月日	年 月 日生
	住 所					

保 護 者	氏 名	男・女	続 柄	生年月日	年 月 日生
	住 所				
措 置 年 月 日	年 月 日				

を

措 置 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

に改め、同様式（裏）の部中1を削り、2を1とし、3から5までを2から4までとする。

様式第9号中

氏 名	性別	男・女	生年月日	年 月 日
-----	----	-----	------	-------

を

氏 名	生年月日	年 月 日
-----	------	-------

に改め、同様式（注）3中「社会保険事務所等」を「年金事務所等」に改める。

様式第13号（表）の部中「保護者の同意によるもの」を削り、「保護者の同意により」を「家族等の同意により」に、

保 護 者	氏 名	男・女	続 柄	生年月日	年 月 日生
	住 所				
	氏 名	男・女	続 柄	生年月日	年 月 日生
	住 所				
	1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者（選任年月日 年 月 日） 5 その他（ ）				

を

氏 名	男・女	続 柄	生年月日	年 月 日生
住 所				

同意をした家族等	氏 名	男 ・ 女	続柄	生年月日	年 月 日生
	住 所				
	1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日 年 月 日） 8 市町村長				

に改め、同様式（裏）の部3中「神経科受診歴等」を「神経科（平成20年3月31日以前に広告した神経科をいう。）の受診歴等」に改め、同部8中「保護者」を「同意をした家族等」に改め、同部に次のように加える。

10 推定される医療保護入院による入院期間及び退院後生活環境相談員の氏名を記載した医療法施行規則第1条の5に規定する入院診療計画書の写しを添付すること。

様式第14号を削る。

様式第14号の2（表）の部中「**保護者の同意によるもの**」を削り、「保護者の同意により」を「家族等の同意により」に、

保 護 者	氏 名	男 ・ 女	続柄	生年月日	年 月 日生
	住 所				
	氏 名	男 ・ 女	続柄	生年月日	年 月 日生
	住 所				
	1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者（選任年月日 年 月 日） 5 その他（ ）				

を
「

同意をした家族等	氏 名	男 ・ 女	続柄	生年月日	年 月 日生
	住 所				
	氏 名	男 ・ 女	続柄	生年月日	年 月 日生
	住 所				
	1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日 年 月 日） 8 市町村長				

」
 に改め、同様式（裏）の部3中「神経科受診歴等」を「神経科（平成20年3月31日以前に広告した神経科をいう。）の受診歴等」に改め、同部9中「保護者」を「同意をした家族等」に改め、同様式を様式第14号とする。様式第14号の3を削る。

様式第15号（表）の部中「第33条の4第5項」を「第33条の7第5項」に改め、同様式（裏）の部3中「保護者等」を「家族等」に改める。

様式第16号（裏）の部2中「神経科受診歴等」を「神経科（平成20年3月31日以前に広告した神経科をいう。）の受診歴等」に改め、同部6中「保護者等」を「家族等」に改める。

様式第17号（表）の部中

「

保 護 者	氏 名	男・女	続柄	生年月日	年 月 日生
	住 所				
	氏 名	男・女	続柄	生年月日	年 月 日生
	住 所				
入 院 年 月 日	年 月 日				

」

を

「

入 院 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

」

に、「継続入院」を「措置入院」に改め、同様式（裏）の部を次のように改める。

（裏）

記載上の留意事項

選択肢のある場合は、それぞれ該当する番号、記号等を○で囲むこと。

様式第19号（表）の部中「不用」を「不要」に、

「

診 断 し た 精神保健指定医氏名					
保 護 者	氏 名	男・女	続柄	生年月日	年 月 日生
	住 所				
	氏 名	男・女	続柄	生年月日	年 月 日生
	住 所				
1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者（選任年月日 年 月 日） 5 その他（ ）					

」

を

「

診 断 し た 精神保健指定医氏名	
----------------------	--

」

に、同様式（裏）の部3中「神経科受診歴等」を「神経科（平成20年3月31日以前に広告した神経科をいう。）の受診歴等」に改め、同部11を削り、同部12を同部11とする。

様式第20号（表）の部中

「

今 後 の 治 療 方 針	
---------------	--

」

を

「

今 後 の 治 療 方 針	
退院に向けた取組の状況	
退院後生活環境相談員の氏名	

」

に、

「

診 断 し た 精神保健指定医氏名					
保 護 者	氏 名	男・女	続 柄	生 年 月 日	年 月 日 生
	住 所				
	氏 名	男・女	続 柄	生 年 月 日	年 月 日 生
	住 所				
1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者（選任年月日 年 月 日） 5 その他（ ）					

」

を

「

診 断 し た 精神保健指定医氏名	
----------------------	--

」
 に改め、同様式（裏）の部3中「神経科受診歴等」を「神経科（平成20年3月31日以前に広告した神経科をいう。）の受診歴等」に改め、同部9を削り、同部10中「当該する」を「該当する」に改め、同部中10を12とし、6から8までを9から11までとし、5の次に次のように加える。

- 6 過去12か月間の治療の内容とその結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由の欄は、入院後の診察により精神症状が重症であつて、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、その旨を記載すること。
- 7 今後の治療方針の欄は、患者本人に病識及び治療に取り組む意欲を持たせるための取組を含めた今後の治療方針について記載すること。
- 8 退院に向けた取組の状況の欄は、
- (1) 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期、その後の相談の頻度等
 - (2) 地域援助事業者の紹介の有無、紹介した地域援助事業者との相談の状況等
 - (3) 医療保護入院者退院支援委員会における審議状況等
- を記載することとし、(3)については、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会の審議記録の写しを添付した上で、その旨を同欄に記載すること。

様式第20号の2（裏）の部3中「神経科受診歴等」を「神経科（平成20年3月31日以前に広告した神経科をいう。）の受診歴等」に改め、同部6中「理由を」の右に「、入院後の診察により精神症状が重症であつて、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、その旨を」を加え、同部11中「当該する」を「該当する」に改める。

様式第21号中

「

保 護 者 又 は こ れ に 準 ず る 者	住 所
	氏 名
無断退去発見後病院が 採 っ た 処 置	

」

を

「

無断退去発見後病院が 採 っ た 処 置	
-------------------------	--

」

に改める。

様式第23号中

「

保 護 者	住 所			
	氏 名		続 柄	
病 名				

」

を

「

病 名	
-----	--

」

に改める。

様式第25号中

2 兵庫県立こどもの館^{やまた}便利施設事業申請書には、便利施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

第7条中「、利用許可申請書を受理した場合において」を削り、同条第3号中「常習^{やまた}团的」を「常習的」に改める。

第10条第1項中「その利用の開始前に」を削り、「ときは、」の右に「あらかじめ」を加え、「様式第2号」を「様式第3号」に、「利用許可書^{やまた}を」を「利用許可書その他知事が必要と認める書類を」に改める。

第11条中「館」を「館」に、「別に」を「指定管理者が知事の承認を受けて」に改め、同条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

(利用料金の基準額)

第11条 条例別表の規定による規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

(利用料金の免除の基準の承認)

第12条 知事は、条例第7条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が定める条例別表に掲げるこどもの館^{やまた}の施設（便利施設を除く。以下「多目的ホール等」という。）の利用に係る利用料金の免除の基準に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合の利用料金を免除する旨が定められている場合に限り、条例第8条第4項の承認をするものとする。

- (1) 県が多目的ホール等を利用する場合 10分の10
- (2) 市町、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人その他の団体のうち知事が適当と認めるものが児童の健全な育成を目的として多目的ホール等を利用する場合（商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合を除く。） 10分の10

(管理)

第13条 条例及びこの規則に基づく知事の権限のうち、条例第8条第3項本文及び第4項並びに前条及び次条の規定に基づく権限以外の権限は、指定管理者が行うものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第11条関係）

多目的ホール等を平日に利用する場合の利用料金の基準額

区分	基準額		
	開館時刻から12時まで	13時から閉館時刻まで	開館時刻から閉館時刻まで
多目的ホール	円 5,500	円 6,900	円 12,400
円形劇場	3,300	4,100	7,400
研修室	2,200	2,800	5,000

様式第1号中「第6条」の右に「、第8条」を加える。

様式第2号中「館」を「館」に、

「

利用する施設 の名称		
---------------	--	--

」

を

「

利用する施設 の名称		
---------------	--	--

」

そ の 他		
-------	--	--

に改め、同様式を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。
 様式第2号（第6条、第8条関係）

兵庫県立こどもの館利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） ー 番

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。



食品衛生に関する基準及び営業の手續等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第15号

食品衛生に関する基準及び営業の手續等を定める規則の一部を改正する規則

食品衛生に関する基準及び営業の手續等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第11号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第17条の2第7号中「船舶料理士に関する省令」を「船内における食料の支給を行う者に関する省令」に、「第1条」を「第2条第1項」に改め、同条第8号中「または」を「又は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。